

平成25年2月6日  
原子力安全対策課  
(24-43)  
<17時資料配付>

## 美浜発電所1号機 A-非常用ディーゼル発電機の過給機故障について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

### 記

美浜発電所1号機は第25回定期検査中の平成25年2月5日、2台ある非常用ディーゼル発電機のうちA号機の定期試験(1回/月)のため、9時24分に当該ディーゼル発電機を起動し、9時47分に100%電気出力(3,120kW)での運転に到達した。その後、9時48分に電気出力の低下(3,120kW⇒約2,000kW)が認められ、屋外の排気筒で黒煙を確認したことから、当該ディーゼル発電機を手動停止した。その際、ディーゼル発電機室内においても、煙により煙感知機が作動した。

なお、本事象による環境への影響はない。

2月6日、原因調査のため当該ディーゼル発電機を目視点検したところ、4台ある過給機<sup>※1</sup>のうち、1台の過給機で排気出口配管との接続部が外れて開口していることを確認した。この開口部からファイバースコープを挿入し、過給機内部を確認したところ、過給機のタービンロータ(羽と軸からなる構造物)が損傷していることを確認した。また、当該過給機の下部に複数の金属片を確認した。

今後、当該過給機等の詳細な調査を行う。

- ※1 過給機とは、排ガスを利用して、ディーゼル機関に燃焼用の空気を圧縮して送風し、出力を増大させる装置のことである。
- ※2 定期検査中は、非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備が動作可能であることが求められている。事象発生時は、非常用ディーゼル発電機(B)と空冷式非常用発電機1台により、運転上の制限を満足する状態であった。

(原子力規制委員会による I N E S の暫定評価尺度)

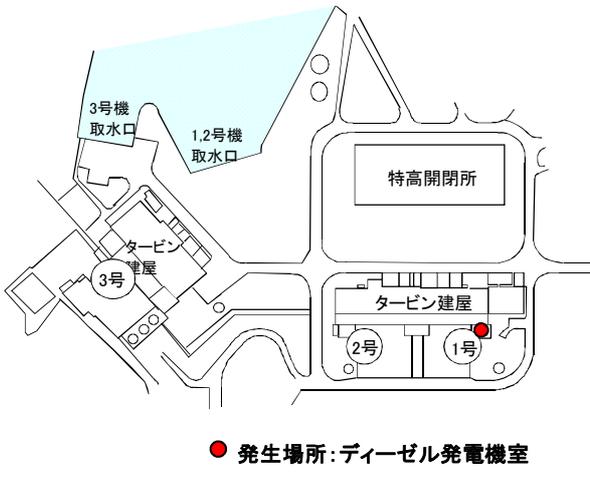
基準1	基準2	基準3	評価レベル
—	—	0—	0—

I N E S : 国際原子力事象評価尺度

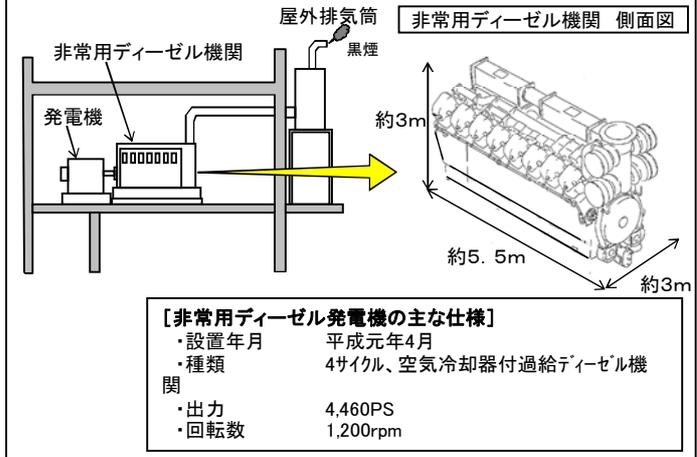
問い合わせ先(担当: 藤内)  
内線2352・直通0776(20)0314

# 美浜発電所1号機 A-非常用ディーゼル発電機の過給機の損傷について

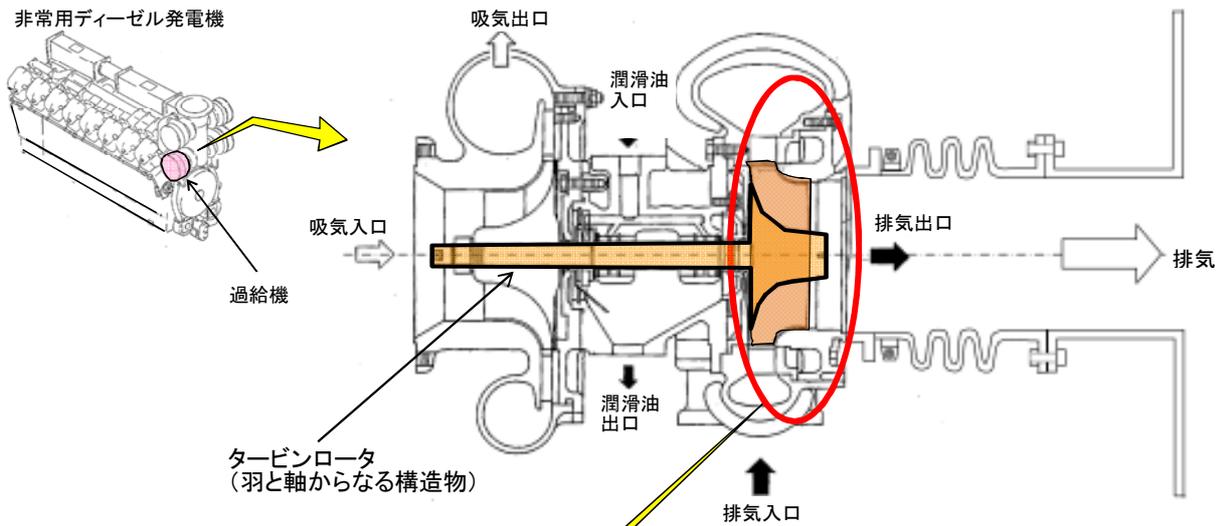
発電所配置図



非常用ディーゼル発電機室 断面図



非常用ディーゼル機関 過給機詳細図



非常用ディーゼル機関 過給機点検状況

<フランジ開口部>



<ファイバースコープにて内部観察>



<過給機付近にて発見された金属片>

